

Ⅶ 資料

1 緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会規約

制定 平成 18 年 5 月 18 日 緑福第 274 号
最近改正 平成 21 年 5 月 18 日 緑福第 251 号

(目的)

第 1 条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」(以下、「計画」という。)の推進を目的に設置する緑区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会(「みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会」と呼称し、以下「推進策定委員会」という。)に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 推進策定委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

(1) 現計画について

- ア 計画の進行管理と評価に関すること
- イ 計画実践の支援に関すること
- ウ その他計画推進に関すること

(2) 次期計画について

- ア 計画の策定に関すること

(組織)

第 3 条 推進策定委員会は 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・事業者からの代表及び一般区民の中から区長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進策定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第 1 回推進委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(分科会)

第 7 条 推進策定委員会は、具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、分科会を設置することができる。

(守秘義務)

第 8 条 推進策定委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第 9 条 推進策定委員会にかかる庶務は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 18 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

2 「みどりのわ・ささえ愛プラン」地区別計画策定委員会規約

制定 平成22年1月27日 緑福第1559号

(目的)

第1条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」において、平成23年度から実施する地区別計画（以下「地区別計画」という。）の策定と推進を目的に設置する「みどりのわ・ささえ愛プラン」地区別計画策定委員会（以下「委員会」という。）に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 地区別計画とは、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の「基本目標」等に沿って、日常生活に連動した課題などに対する地区の取り組みをまとめたものをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、地区別計画の策定と推進のために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地区別計画の内容について
- (2) 地区別計画推進のための方策について
- (3) その他地区別計画に関すること

(組織)

第4条 委員会は、緑区内11 連自治会・地区社会福祉協議会ごとに設置する。

2 委員会は原則として20人以内をもって組織する。

3 委員は、連自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、地域の活動団体からの代表及び公募等、地区の実情に合わせて選出する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び連絡担当者)

第6条 委員会には委員長及び連絡担当者を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 連絡担当者は地区別計画策定連絡会に出席し、情報交換を行うとともに委員会へ情報を伝達する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(守秘義務)

第8条 地区別計画策定委員は、委員会を通して知り得た個人の情報等には万全の注意を払うとともに、それを漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成22年1月27日から施行し、平成21年10月20日から適用する。